

資料4 安心して生活できる適正規模は「40人まで」 急増している大規模学童保育

「生活の場」である学童保育には適正規模があります

学童保育は、一人ひとりの子どもに安全で安定した安心感のある生活を保障する施設です。子ども自身が指導員や子ども同士の関係も含めた安心できる毎日の生活が求められます。指導員には、一人ひとりの子どもの健康や安全を守り、子どもとの人間的な関わり、援助や働きかけが求められます。大規模化したところでは、指導員を増やしても、一人の指導員が全員の子どもを見なければなりません。

大規模学童保育が急増しています

学童保育数は急増していますが、入所要求がますます広がるなかで、その整備は必要とされる数に追いついていません。いま深刻な問題になっているのは、学童保育の「大規模化」です。大規模学童保育の急増は、①学童保育がまだまだ足りないこと、②学童保育の適正規模も含めた運営基準が定められていないことが要因です。

入所児童数の規模（学童保育数）（ ）内は%

児童数	1998年	2003年	2007年	2008年
9人以下	257 (3.3%)	473 (4.2%)	593 (3.5%)	636 (3.6%)
10人 - 19人	977 (12.7%)	1338 (11.9%)	1900 (11.4%)	1925 (11.0%)
20人 - 35人	3176 (41.1%)	3646 (32.3%)	4165 (25.0%)	4501 (25.7%)
36人 - 70人	3077 (39.8%)	4870 (43.2%)	7656 (46.0%)	7952 (45.5%)
71人 - 99人	210 (2.7%)	818 (7.2%)	1809 (10.9%)	1890 (10.8%)
100人以上	29 (0.4%)	133 (1.2%)	545 (3.2%)	591 (3.4%)

(注) 児童数の割合で見た場合、71人以上の規模の学童保育で生活している児童の割合は、全体の4分の1に及びます。それは、35人以下の規模の学童保育で生活している児童数を上回るとみられます。

大規模学童保育では、「子どもが騒々しくなる」「子ども同士のトラブルが多くなる」「子ども同士の関係が希薄になる」「わけのわからないケガが増える」など、問題が生まれてきます。

一日も早く「適正規模」に分割することが必要です

◆全国学童保育連絡協議会の提言（2003年6月）

「1学童保育の規模の上限は40人までとする。41人以上は2学童保育とする」（提言『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』より）

◆財団法人子ども未来財団のガイドラインに関する調査研究（2007年2月）

「放課後児童クラブにおける集団の規模については、放課後児童指導員と子どもが信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いを生活のメンバーとして知り合い認め合える規模として、おおむね40人程度までとすることが望ましい。」

（「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究」）

◆厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」（2007年10月）

「放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」

資料5 毎日の「生活の場」にふさわしい施設・設備を

●学童保育には、毎日の「生活の場」としての専用施設が必要です

子どもたちにとって学童保育は家庭に代わる「毎日の生活の場」です。いろいろな遊びや体験もしますが、毎日の生活はそれだけで成り立っているわけではありません。疲れたときは横になってのんびりと過ごしたり、指導員に甘えたり、一人でぼーっと過ごすこともあります。家庭と同じように過ごせる場所が必要です。

学童保育の開設場所（2008年）

開設場所 (どこで実施しているか)	1998年		2003年		2008年		2003年比 か所数
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合	
小学校施設内	3,800	39.5%	6,137	44.5%	8,495	48.6%	1,774
余裕教室を転用	1,970		3,518		4,611		1,093
敷地内の独立専用施設	1,502		2,107		3,179		1,072
その他の施設を利用	328		512		705		193
児童館内	2,147	22.3%	2,442	17.7%	2,630	15.0%	188
公設の学童保育専用施設	876	9.1%	923	6.8%	1,290	7.4%	367
その他の公共施設	565	5.9%	1,562	11.2%	1,885	10.8%	323
法人等の施設	463	4.8%	881	6.4%	1,189	6.9%	308
民家・アパート	1,256	13.0%	1,187	8.6%	1,243	7.1%	56
その他	520	5.4%	665	4.8%	763	4.3%	98
合計	9,627	100.0%	13,797	100.0%	17,495	100.0%	2,871

(全国学童保育連絡協議会調査)

●施設は狭く、室内の遊び場がないなど問題は山積です

2007年の実態調査では、施設の平均床面積（生活する部屋、トイレ、台所等すべて含んだ広さ）は児童1人当たり2.59㎡と、たいへん狭い実態でした。もっとも多い余裕教室を利用した学童保育の平均床面積は93.2㎡で、一人当たりの面積は2㎡程度と他の施設を利用した学童保育と比べてもたいへん狭くなっています。

また、室内の遊び場がない学童保育が4割弱もあります。雨天のときには室内で静かに過ごさなければなりません。

●安全で安心して生活できるための施設整備の基準が必要です

◆ 全国学童保育連絡協議会の提言（施設・設備について）

(2003年6月の提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」より)

○ 学童保育に必要な施設・設備……学童保育の施設には、生活室、プレイルーム、静養室、事務室、トイレ、玄関、台所設備、手洗い場、足洗い場、温水シャワー設備などを設ける。併設の場合でも生活室と静養室、事務室、台所設備は専用とする。

○ 施設の広さ……「生活室」と「プレイルーム」は、それぞれに子ども1人につき1.98㎡以上確保する必要がある。

◆ 市町村として、学童保育施設の設置基準を設けているところはわずかです。

施設の設置基準がある市町村：19.2%、ない市町村：80.7%

(全国学童保育連絡協議会の2007年実態調査より)

◆ 厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」では、「子どもの生活するスペースについては児童一人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい」としていますが、「生活するスペース」以外の施設・設備も必要です。

●学童保育には、子どもの安全を守り、健全な育成を図る専任の指導員が配置されています。指導員には次の仕事があります。

- (1) 子どもの健康管理・安全管理
- (2) 一人ひとりの子どもの生活の援助
- (3) 集団での安定した生活の維持
- (4) 遊びや活動、行事など生活全般を通しての成長への援助、働きかけ
- (5) 家庭との連携（子どもの状況把握、家庭との連絡・相談）
- (6) 学校との緊密な連携および地域の生活環境づくり

これらの仕事を通して、一人ひとりの子どもたちが学童保育を毎日の生活の場として受けとめ、よりどころとして実感できるようにすることが指導員の仕事です。

これらの仕事を円滑に具体的にすすめていくために、記録をとったり、指導員同士の打ち合わせや話し合いを持ったり、生活環境を整えたり、家庭や学校との連絡や保育に入る前の準備などの、具体的な仕事・実務をおこなっています。

●厚生労働省が作成したガイドラインでも仕事の重要性が明確にされた

（厚生労働省 2007年10月19日策定「放課後児童クラブガイドライン」より）

6 放課後児童指導員の役割

(1) 放課後児童指導員は、以下について、留意のうえ、(2)に掲げる活動を行うこと。

- ① 子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮。
- ② 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止。
- ③ 保護者との対応・信頼関係の構築。
- ④ 個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護。
- ⑤ 放課後児童指導員として資質の向上。⑥事業の公共性の維持。

(2) 放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。

- ① 子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
- ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動が自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
- ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- ⑤ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
- ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。